

岩倉市高齢者等賃貸住宅住み替え助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）の日常生活を容易にするため、高齢者等対応住宅に住み替える場合に要する費用の一部を助成する岩倉市高齢者等賃貸住宅住み替え助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 高齢者 65歳以上の者をいう。
- (2) 障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障害を有する者をいう。
- (3) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることのできる者（以下「対象者」という。）は、市内に1年以上居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき岩倉市の住民基本台帳に記載されている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 高齢者等又はこれらの者を現に扶養し、同居しているもの
- (2) 申込世帯の収入が令第6条第2項以下である者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活保護を受けていない者
- (4) 住宅住み替えに係る他の助成等を受けてない者
- (5) 市税を滞納していない者

(対象となる住み替え住宅)

第4条 助成金の交付の対象となる高齢者等対応住宅は、次の各

号のいずれかに該当するものとする。

(1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業として登録されている住宅

(2) 岩倉市営住宅の高齢者等対応住宅の整備水準と同程度以上の賃貸住宅

（助成対象経費及び助成額）

第5条 助成金の対象となる経費は、引越しに係る費用及び従前の住宅の退去に伴う修繕費用とし、助成金の額は、その合計額の2分の1とする。ただし、200,000円を限度とする。

（申請及び決定）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市高齢者等賃貸住宅住み替え助成金申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 住宅住み替えに係る費用の見積書又は契約書の写し

(2) 入居する賃貸住宅の賃貸契約書又は入居許可書の写し

2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否等を決定し、高齢者等賃貸住宅住み替え助成決定・却下通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第7条 前条第2項の規定により助成の決定を受けた者は、住宅住み替えが完了したときは、岩倉市高齢者等賃貸住宅住み替え助成事業完了報告書（様式第3）に、住宅住み替えに係る支払証拠書類の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

（助成金の請求）

第8条 助成金の請求にあたっては、請求書（様式第4）により請求するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月6日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。